

## 解説

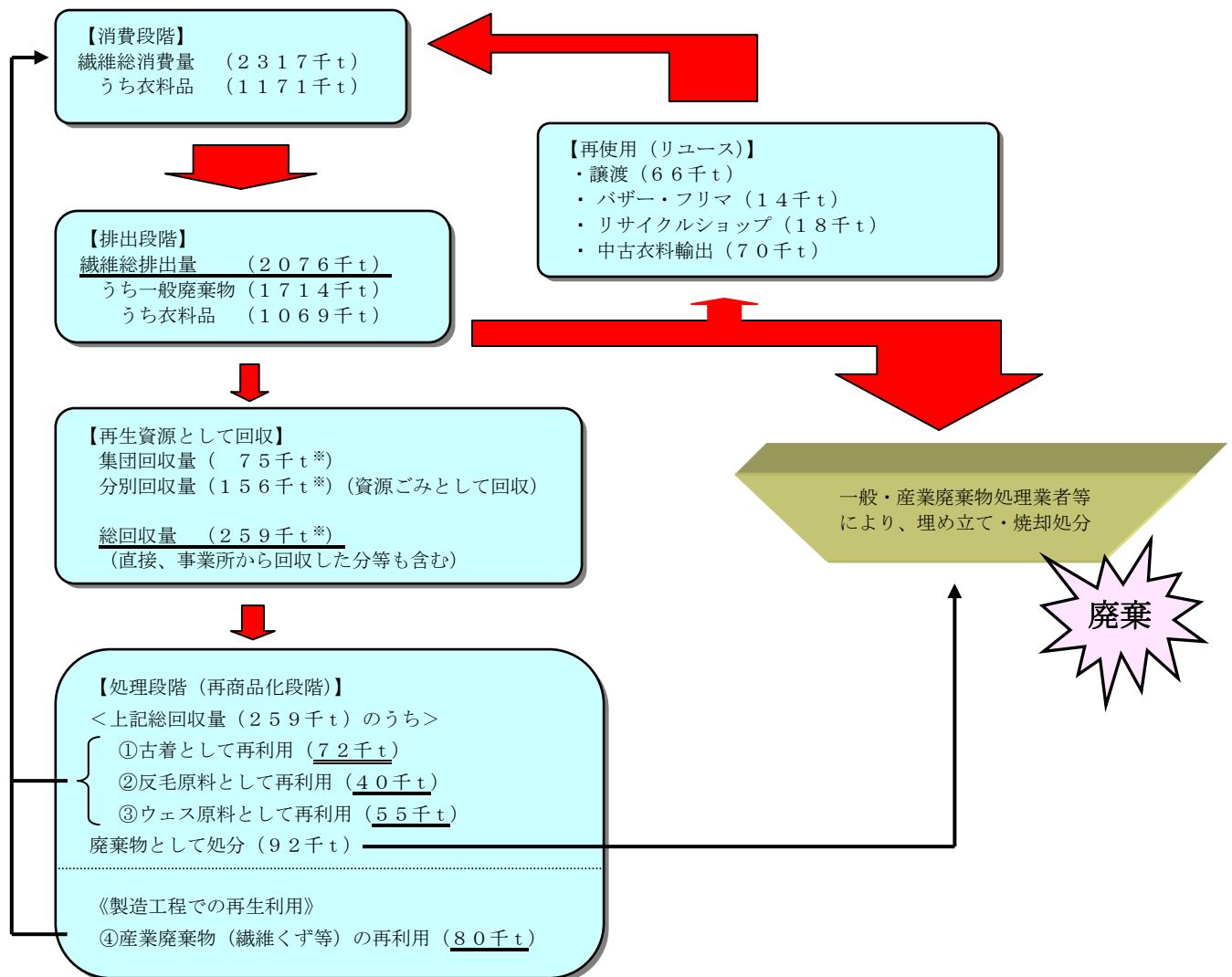
### 「家庭用繊維製品 Version2」

2011年1月1日改定

#### 1. 環境的背景の補足

以下の図「繊維製品のライフサイクルフロー」に示すように、衣服を中心とした繊維製品は、経済産業省資料によると、年間110万9千tが消費されており、再生資源として約18万tが回収されている。再商品化率は20%に満たない。本商品類型は、リサイクル促進を図るために未利用繊維およびリサイクル繊維を使用した家庭用繊維製品を採り上げ、エコマークを付けることによってリサイクル製品の普及を図り、いわゆる循環の輪の出口部分のパイプを太くする役割に重点を置くこととした。また、化学物質の使用については、これまでの基準内容を大幅に強化し、化学物質汚染の軽減に一層努めるものとした。

繊維製品のライフサイクルフロー図



$$\left[ \begin{array}{l} (1)再商品化量 \quad \quad \quad = 247千t ; ①+②+③+④ \\ (2)総排出量 \quad \quad \quad = 2076千t \\ (3)再商品化率 ((1)/(2)) = 11.9\% \end{array} \right]$$

(注) 上記の各数値は、一部アンケート調査を除き、平成13年度委託調査「繊維産業活性化対策調査(消費流通実態調査分)」に基づき、1999年度の年間ベースで推計(一部、他年度の数値含む)。また、排出量は廃棄物の実態調査や需要比率等を参考に推計している要素が多いため、消費量(需要量)と比べると若干小さい数値となっている。

## 2. 対象について

全体について、日本工業規格などの規格品を主たる対象に想定している。日本標準商品分類において繊維製品に分類されるもののうち、繊維以外の材料使用割合の大きい製品(身の回り品)については、表生地総質量に対する基準配合率を新たに設定し、未利用繊維またはリサイクル繊維の使用割合が大きい生地であれば、エコマーク商品認定を受けやすくなるようあらためた。

衣服については、セット販売品の場合に新たにワイシャツ、帽子、手袋などを衣服として含め「衣服」で扱うものとするが、ネクタイなどの一部付属品については従来どおり本商品類型「家庭用繊維製品」で扱うものとした。

紡織基礎製品については、これまで「家庭用繊維製品」と「工業用繊維製品」でそれぞれ対象として扱っていたが、わかりにくいことから「レース生地及び不織布のうち不織布」、「その他紡織基礎製品のうち網、策及び条」および「網地」を除き、本商品類型で一元的に扱うものとした。

「履物」については、布製の靴、スリッパなどを想定し、対象化の検討を行った。結論として、布製であることの定量的判断が困難であること、他材料(革、プラスチックなど)の製品が主であり、布製の靴、スリッパのみを採り上げることは難しいと判断され、本商品類型の対象外とした。

## 3. 用語の定義について

未利用繊維の定義において a.工程内端材などを有効利用した短繊維からなる糸、b.キュプラに代表される資源を有効利用した化学繊維、c.ヘンプ、ケナフなどのこれまで資源として活用されていなかった新用途繊維の扱いについて検討した。a.はこれまでどおり対象とし、一層の普及に努めるものとされた。b.のキュプラについては工業的に利用されているということで対象外とすることも検討されたが、本来なら捨てられる資源であるコットンリントーを原料とし、生地としてエコマーク認定を受けている。a.と同等に有効利用であることからキュプラは未利用繊維に含むものとした。ただし、環境に関する基準における未利用繊維の基準配合率の設定においては、別に配合率を設定した。c.のヘンプ、ケナフ、竹繊維などについては新規用途の開発であり、比較素材として他の同様の繊維製品がない。他の同

様の繊維と比較してより環境に配慮している繊維を採り上げる方針であるため、本商品類型では対象外とした。

反毛繊維について、「反毛」という言葉が新しい言葉であるため、一般に意味が理解されていない。「日本標準商品分類(総務省)」、「日本工業規格 JIS L 0204((財)日本規格協会)」、「繊維製品リサイクル懇談会報告書(経済産業省 平成 13 年 9 月)」、「繊維リサイクル問題の全てがわかる(日本繊維屑輸出組合 平成 13 年 8 月)」および「服飾辞典(同文書院)」によると、反毛とは「使用済み衣服など(故繊維業界でボロまたは古着・古布と呼ばれるもの)および紡績工場の糸くず、織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずなどの工程外端材(故繊維業界でくず繊維と呼ばれるもの)を、反毛機(廻切反毛機、ガーネット反毛機などがある)で解きほぐし、綿状の繊維に戻すことおよび戻した繊維のこと。」と整理される。このような考え方に基づいて「反毛繊維」を定義した。

再生 PET 繊維について、「再生処理フレークまたは、ペレットを利用してリサイクルされた PET 樹脂からなる繊維」と定義していた。再生処理技術の向上により、プレコンシューマ PET 素材の生地端材を直接再生処理する事業者が出てきたため、定義を「フレークまたは、ペレットなど」と拡大した。

リサイクル布については、故繊維再生市場が大別すると古着・反毛・ウエスから構成されていることから、新たに定義として明確化し、近年急激に減少しているリサイクル布の利用を促すこととした。

#### 4. 認定の基準について

##### 4-1 環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」を用い、環境の観点から製品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「家庭用繊維製品」において考慮された環境負荷項目は「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」に示したとおり(表中○印及び◎印)である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は A-1、B-5、B-6、B-7、B-8、B-9、C-1、C-7、E-7、F-1、F-7 および F-8 (表中◎印) である。

なお、表中の  の欄は検討対象にならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表 「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A. 資源 採取	B. 製造	C. 流通	D. 使用 消費	E. 廃棄	F. リサイクル
1. 資源の消費	◎	○	◎	◎	◎	
2. 地球温暖化影響物質の排出		○				
3. オゾン層破壊物質の排出				○	◎	
4. 生態系への影響						
5. 大気汚染物質の排出		◎				
6. 水質汚濁物質の排出		◎		○		
7. 廃棄物の発生・処理処分		○				◎
8. 有害物質などの使用・排出	○	◎		◎		
9. その他の環境負荷	○	◎				

#### A. 資源採取段階

##### ◇A-1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) できうる限り再生繊維を使用すること
- (2) 持続的利用可能な資源は、持続的利用のための配慮を行っていること。天然資源（毛、綿、麻、絹など）の持続的利用に配慮されていること
- (3) 生分解性のある資源の使用
- (4) 革製材料について

(1)については、環境的背景にも述べているとおり、繊維の廃棄物としての排出量は約170万tにものぼり、廃棄物削減、資源の有効利用は急務であるため、本項目は基準を策定する項目として選定された。基準配合率を製品全体、表生地、裏生地、芯地などいずれの質量割合で設定するか検討した結果、製品開発を促すために、製品全体の総質量と表生地の総質量で基準配合率を設定し、いずれかを満たすこととした。また、その際の未利用繊維、反毛繊維、再生PET繊維、ケミカルリサイクル繊維の基準配合率は現在の紡績各社の持つ技術で達成できるレベルとして、繊維 to 繊維は10%、繊維以外 to 繊維は50%を基本レベルとした。なお、小付属には織ネームを含むものとする。

また、未利用繊維○%+リサイクル繊維○%で合わせて○○%というように、併用した製品への対応についても検討したが、現時点では未利用繊維またはリサイクル繊維のいずれかの基準配合率を満たすことを前提条件とし、従来から未利用繊維と反毛繊維を混合して配合している作業用手袋および毛布などを除き、採り上げないこととした。

未利用繊維および反毛繊維は綿および化学繊維が中心素材となり、再生PET繊維およびケミカルリサイクル繊維は再生したポリエステル（ケミカルリサイクル繊維はナイロンを

含む)のリサイクル促進となる。羊毛は反毛後 2cm 以下の極めて短い繊維となり、梳毛(そもう)製品における反毛繊維使用は難しいが、紡毛製品ではウールのリサイクル繊維を使用可能である。

廃植物繊維は、不要になった茎を利用したバナナ繊維などの廃棄物を有効利用した繊維として採り上げることにした。バナナは世界中で 1 億トン収穫されるが、そのために 10 億トンの廃棄物が出る。そこから 3~5%は繊維が取れると試算されている。なお、バナナ繊維以外にも農業残渣などの廃棄物を利用した繊維を広く対象とする。

また、床敷物およびかさについては、繊維以外の材料使用割合が高く、繊維製品としての扱いなどが検討された。結論として、床敷物は「日本標準商品分類」において家庭用繊維製品に含まれること、経済産業省統計などにおいても繊維製品として扱われていることから、繊維製品として扱うことが確認された。ただし、タイルカーペットについてはエコマーク商品類型 No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」として扱うこととされた。床敷物およびかさは、繊維以外の材料を考慮して基準を策定することとし、未利用繊維またはリサイクル繊維の使用促進を図ることとした。

(2)については、綿ではオーガニックコットンの名称で欧米を中心に様々な団体が認証が行われている。従って、有機栽培綿などに関する基準を策定する項目として選定された。

(3)については、他委員会で検討されているため、基準を策定する項目として選定されなかった。

(4)については、繊維製品と革製品の区別を主な話題として検討を行った。家庭用品品質表示法、雑貨工業品品質表示規程などを参考とし、且つ革の環境影響を検討するためには一層の情報収集が必要であると判断された。結論として、繊維製品の小付属などに製品全体の 20%以下の革の使用を認めることとした。毛皮製品については、関係業界、動物愛護団体など繊維製品とは全く異なる検討が必要であるため、本商品類型の対象外とした。

#### ◇A-8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1)綿などの栽培時の環境負荷、羊の飼育時の環境負荷
- (2)生産国の関連する環境法規などを遵守していること

(1)および(2)については、綿や羊毛などは生産国の基準を遵守していることと基準に明記するか議論されたが、証明が困難なため、基準を策定する項目としては選定されなかった。

「有機栽培」の定義は、日本オーガニックコットン協会の認証規定と基準を参考に整理した。有機栽培綿とは「素材認証の確認として、オーガニックコットン素材(糸、生地など)に対して発行された「素材認証書」を有するもの。」とし、綿花の確認は、オーガニックコットンに対して発給される綿花生産地の適格な機関の証明書(綿俵番号が明記されているもの)と取引時に発行されるインボイス、パッキングリストあるいは納品書(同じ綿

俵番号が記載されているもの)で行うこととする。

#### ◇A-9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

##### (1) 遺伝子組換体

本項目については、現在、遺伝子組換体の商業的利用は行われておらず、今後の状況により検討することとし、基準を策定する項目として選定されなかった。

### B. 製造

#### ◇B-1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) リサイクルされた繊維を使用した場合、エネルギーや水を著しく使用しないこと
- (2) リサイクルが容易な製品設計

(1)については、リサイクル繊維に限らず、繊維の製造においては洗浄などの目的で水を大量に使用している。このため、製造時の水使用量が少ないことは環境への配慮として挙げられる。エコマーク商品類型「再生PET樹脂を使用した家庭用繊維製品」において、水使用量の極端に多い製品については認定しないこととして基準項目となっていた。具体的に製品毎の製造時の水使用量を測定することは難しく、相対的に判断することは困難なであり、製品種類毎の水使用量の差より、工場により水使用量に差が出ると考えられたため、基準を策定する項目としては選定されなかった。エネルギーについても同様に整理された。

(2)については、リサイクル容易設計についてはリサイクルシステムに応じた配慮が必要であり、リサイクルが容易な素材について書き出すことは困難である。リサイクル容易設計は、F-7の項目で検討したリサイクルシステムに含まれると判断され、リサイクルの仕組みが整っていることの証明方法の一つとし、リサイクル容易設計として基準を策定する項目には選定されなかった。

#### ◇B-2 (地球温暖化影響物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 濃色よりも淡色または生成(きなり)の方がエネルギー使用が少ない
- (2) 精練、漂白時のエネルギー使用の削減

(1)については、エネルギー消費の観点から濃色より淡色の方が染色工程でのエネルギー負荷が少ないとの意見があった。色によってエネルギー負荷を比較することは工場規模、染色堅牢度などの性能などさまざま要素が関係しており淡色の方が環境に配慮しているとは判断

できない。従って、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(2)については、オゾン漂白について検討を行った。オゾン漂白は、オゾンの酸化漂白力を応用し、低温で繊維と反応させて精練漂白加工を行う方法である。通常の精練漂白加工に比べて高温水を長時間使用せず、常温水にオゾンガスを投入して精練漂白するためエネルギー、CO<sub>2</sub>の削減効果が大きい。よって、基準を策定する項目として選定した。オゾン漂白協会より提示された工程で使用される亜硫酸ソーダ、苛性ソーダ、非イオン活性剤、水素安定剤などの薬剤についても検討されたが、それらの薬剤を使用しない場合、加熱処理によるエネルギー使用量や他の薬剤の使用量が増加するなどの理由により、必要最小限の薬剤の使用を認めることとした。

#### ◇B-5 (大気汚染物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

##### (1)大気汚染物質の排出のないこと

本項目については、製造工程からの有害物質の発生・排出は、極力抑える必要があると判断された。そこで、製品を製造する工場が立地する地域の協定、条例、法律などに対して違反などがなく適正に管理されていることが基準として策定された。

なお、本項目は、大気汚染物質だけでなく、水質汚濁物質や振動・騒音・悪臭、その他の有害物質の排出についても、同じ考え方から該当する地域の協定、条例、法律などの基準に従うこととして適用される。

#### ◇B-6 (水質汚濁物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1)水質汚濁物質の排出のないこと
- (2)染色時、環境への影響が抑制されていること
- (3)環境ホルモン認定物質の使用が抑制されていること

(1)については、B-5項において一括して検討されたため、省略する。

(2)および(3)については、B-8項において一括して検討されたため、省略する。

#### ◇B-7 (廃棄物の発生・処理処分)

本項目では以下の点が検討された。

- (1)廃棄物の削減、リサイクル化
- (2)汚泥の減量化

(1)については、廃棄物の削減量、リサイクル状況を認定基準として相対的に判断するこ

とは困難なため、基準を策定する項目としては選定されなかった。

(2)については、(1)と同様に、認定基準として汚泥の量を相対的に判断することは困難なため、基準を策定する項目としては選定されなかった。

#### ◇B-8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1)有害物質の使用、排出が抑制されていること
- (2)環境および人体に優しい加工剤の使用

(1)および(2)については、環境および人体への影響を考慮し、有害と判断された物質の使用の禁止または使用制限の数値を定め、別表1(家庭用繊維製品は別表2)として添付した。化学物質については、その影響力を検討し、法の遵守、使用の禁止、数値基準の設定、定性的基準の設定、報告という段階的な基準設定の考え方がエコマーク類型・基準制定委員会に関するガイドラインで定められている。本認定基準では、報告レベルの物質についてはアパレル側からエコマーク事務局への報告として基準化するのではなく、報告義務はないが健康、環境への影響が懸念される物質として、文献、研究事例などに被害事例などがある物質などについて情報提供することとし、認定基準(案)として情報提供リスト案を公表した。アパレル各社はエコマーク商品に該当物質を使用することは可能であるが、将来の認定基準としての制限の可能性、消費者への被害対策の可能性などのリスクを考慮することになり、トータルバランスで製品への環境配慮を行う必要が生じる。健康、環境への影響が懸念される段階の物質であっても、このような手法により一層の環境配慮が見込めるものとして公表とともに一般からの意見を受け付けた。本リスト案には、風評被害に対する影響の懸念、リスト案掲載の情報源となった文献内容の精査など様々な意見が寄せられ、関係者、専門家らと慎重に検討を行った。

この結果、以下の点が明らかとなり、皮膚感作性に関する過去の事故例については報告時と現在の状況が大きく変化して情報提供の意味合いが薄れた、および認定基準として皮膚感作性を理由に使用禁止とするほどの問題が現在では見あたらない、と判断し、情報提供リストの掲載、および皮膚感作性を有するものとして一部の染料を使用禁止リストに追加する案は、改定を取りやめることとした。

- ・皮膚感作性は、染色加工事業者による製造工程の改善や管理によって暴露リスクを低減している。
- ・一部の染料における事故例は、20年ほど前の一部の事業者による極めて不十分な染色方法によるものであり、現在は見られない。
- ・他の一部の染料における事故例は、30年ほど前の工場労働者における発症例であり、現在の工場では、製造工程の改善などによって暴露リスクを低減している。

蛍光増白加工、難燃加工、柔軟加工、衛生加工および製品漂白加工については、経済産



業省通達に準じることとし、事業者が自主的に使用量を抑制することを期待した報告レベルの基準項目とした。

Oeko-Tex に規定されている化学物質については、検討の結果、Oeko-Tex の試験方法が非公開であるため、環境に関する基準としては扱わないこととした。しかし、これらの化学物質については、次回の基準見直し時に再検討することとされた。

遊離ホルムアルデヒド量については、繊維製品への規制が乳幼児用一般衣料「検出しないこと」、下着類「75ppm 以下」、経済産業省通達では外衣「300ppm」とされている。本商品類型では、カーテン、カーペットなどの室内製品が対象となっており、シックハウス原因物質、アレルギー性接触皮膚炎など健康被害をもたらす物質として遊離ホルムアルデヒド量を乳幼児製品において検出しないこと、直接肌に触れる可能性の高い製品において75ppm 以下とし、カーテン、カーペット、および肌に直接触れる可能性の低いエプロンおよびかっぱう着などのその他製品は 300ppm とした。遊離ホルムアルデヒド量は商品の保管状況などにより変化するため、メーカーによる出荷時以降の遊離ホルムアルデヒド量の正確な把握は困難である。そのため、認定基準値は出荷時の試験結果の値を用いることとした。遊離ホルムアルデヒド量の試験は厚生省令 34 号を採用する。試験機関により JIS L 1041 を規定している場合もあるが、内容的にはほぼ同義であり、本商品類型は厚生省令 34 号と記載した。従って、本項目は基準を策定する項目として選定された。

染料については、染料および有機顔料製造会社生態学毒物学協会 (ETAD) が製造・販売を自主規制している染料群リストとして a.分解して別表 4 の発ガン性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料、b.発ガン性染料、c.皮膚感作性染料に関し Oeko-Tex に規定される染料を追加したものを認定基準として整理した。当該リストは、ドイツにおいて日用品への使用が禁止されている物質を含んでおり、「再生 PET 樹脂を使用した衣服」で採り上げた染料リストを大幅に強化した結果となった。

クロム系染料は、現在約 4700t の生産量があり、主として黒や紺色を出すために衣服などに使用されている。重金属削減の観点から「再生 PET 樹脂を使用した家庭用繊維製品」において羊毛以外の繊維は使用のないこととされており、今回あらためて見直した。結果として、羊毛業界において代替染料の開発を進めているものの、現在においてもクロム系染料の使用は欠かせないものとなっており、本認定基準では羊毛以外の繊維はクロム系染料の使用のないこととした。

綿における塩素漂白については、高付加価値商品としてではあるがすでに取り組みされており、漂白剤の使用を抑制するため、認定基準を策定する項目として選定された。羊毛の防縮加工は、先加工として一部で塩素処理がなされている。主としてポリウレタン樹脂による後加工が行われており、直接的な認定基準ではなく、工場として環境法規を遵守することとし、本項目は認定基準を策定する項目として選定された。

ハロゲン化合物を含有している製品については、ポリ塩化ビニリデン、臭素系難燃剤などの含有と燃焼廃棄時のダイオキシンの発生との関係があげられる。検討の結果、防火安

全性能の維持を考慮しつつ、有害物質の発生を極力回避するため、ハロゲン化合物が処方構成成分として添加されている製品（繊維としての樹脂および後加工を指し、着色材、フッ素系添加剤は除く）は認めないこととした。また、防災物品または防災製品に指定されている製品や毛布、床敷物などの使用回避が難しいものは、本項目を適用しないこととした。衣服用生地生産工程は以下のとおりである。本認定基準に示す後加工とは、編織加工から後の工程での加工剤の添加を指す。

衣服用生地生産工程

紡績工程 → 編織工程 → 染色工程

「無漂白」の定義は、日本オーガニックコットン協会の認証基準に準じ、仕上げ加工工程における薬剤について下表の範囲で使用を認めた綿製品とした。なお、精練・漂白工程が同一工程のものは、過酸化水素による漂白が一般的であり、特に環境保全上の問題となる事項も挙げられなかったことから、「過酸化水素漂白」として認めることとした。

エコマーク商品類型 No.44「無漂白の衣服、寝具、タオル」では、無漂白、無蛍光、および無染色または草木染めの絹製品などを対象としていた。本商品類型は、他の同様の繊維と比較してより環境に配慮している繊維を採り上げる方針であり、一般的な絹製品が漂白工程を経ないものであることから、本観点において既に環境に配慮しているものと判断し、基準から削除した。

表 仕上げ加工工程での使用可能薬剤一覧

過酸化水素漂白 と表示	精練・漂白が同一工程のもの	1 糊抜き	使用可能 熱水・クエン酸、酢酸・塩・酵素（プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど）・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤
	2 精練・漂白	使用可能 熱水・酵素（プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど）・クエン酸、酢酸・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤 ソーダ灰・1.5%（純分として）以下の過酸化水素。ただし、酵素または熱水、クエン酸、酢酸によって除去し、最終の布地に残渣を残さないこと。	
無漂白 と表示	精練・糊抜き	1 糊抜き	規定せず

漂白が別工程のもの	2 精練	<p>漂白は行わないこと</p> <p>精練に使用可能 熱水・酵素（プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど）・クエン酸、酢酸・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤</p>
-----------	---------	---

#### ◇B-9 （その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

##### (1)関連する環境法規および通達の遵守

本項目についてはB-5項でも検討されている。さらに、騒音、振動についても近隣苦情に適切に対応し、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断された。従って本項目は基準を策定する項目として選定された。

### C. 流通

#### ◇C-1 （資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

- (1)包装は繰り返し使用できるか、リサイクル可能であること
- (2)包装資材の簡素化、過剰な包装を行っていないこと

(1)および(2)については、基本的に簡素な包装が多いものの、包装の簡素化、包装資材のリユース、リサイクルは資源消費量の低減に効果があると判断され、基準を策定する項目として選定された。

### D. 使用消費

#### ◇D-1 （資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

- (1)ボタンなど付属品の供給システムが整っていること
- (2)長寿命化に配慮されていること（使い捨て製品ではないこと）

(1)については、商品の長寿命化とともに、資源消費量の低減につながると考えられるため、「衣服」においては基準を策定する項目として選定されたが、本商品類型では、特段の想定商品がないため、基準を策定する項目として選定されなかった。

(2)については、使い捨て製品とは、一般的に繰り返し使用される代替製品があるにもか

かわらず 1 回程度の使用を想定して設計された製品を指す。おむつ、かばんなどのうち 1 度使用された時点で廃棄される可能性がある製品は、資源消費の低減の観点から認めないこととした。従って、本項目については、使い捨て製品でないこととして、基準を策定する項目として選定された。

また、1992 年制定「布製ショッピングバッグ」は、買い物時の使用を考慮して耐荷重に関する基準が策定されていた。本項目は、品質に関する基準において確認するものとし、これまで基準値としていた 10kg という数値を削除することによって、ファッション製の高いバッグにおける環境配慮を促すこととした。

#### ◇D-3 (オゾン層破壊物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1)洗濯はドライクリーニングでなく水洗いを推奨

本項目については、水洗い可能製品の表示の義務付けを行うか検討されたが、ドライクリーニングと水洗いの環境負荷比較に関するデータがないこと、洗濯については品質表示で表示されるため、環境に関する基準を策定する項目として選定されなかった。

#### ◇D-6 (水質汚濁物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1)染色堅牢度について

本項目については、データが少なく、本項目だけを取り上げ、基準を策定することは困難であるため、品質に関する基準に統合することとし、環境に関する基準を策定する項目として選定されなかった。

#### ◇D-8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1)「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」、「ホルマリン樹脂加工について（昭和 47 年 7 月 20 日 47 織局第 569 号通商産業省繊維雑貨局長 現生活産業局長）」などの衣服を対象とする法規および通達などに適合していること。
- (2)染料にあつては、ベンジジン染料、クロム系染料および発ガン性アミンを生成するアゾ系染料の使用のないこと
- (3)製品に有害物質、重金属などの規制物質の使用のないこと

本項目については、B-8 項において一括して検討されたため、省略する。

## E. 廃棄

### ◇E-1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

(1)焼却時に熱エネルギーとして回収される仕組みが整っていること

本項目については、熱エネルギーの回収率を明記するか検討されたが、商品ごとの熱エネルギーを算定することは不可能であるため、商品の中のリサイクルできない部分については熱エネルギーとして回収されることのみを証明することとし、基準を策定する項目として選定された。

## F. リサイクル

### ◇F-7 (廃棄物の発生・処理処分)

本項目では以下の点が検討された。

(1)回収された製品は再利用される部分の多いこと  
(2)不要品の回収、リサイクルのシステムがあること

(1)については、B-1(2)項と統合し検討されたため、省略する。

(2)については、リサイクルを促進するためには、必要不可欠な条件であるため、基準を策定する項目として選定された。本項目は、共通項目とすることには技術的には困難などであるという判断から、環境に関する基準では選択項目とした。今回は、リサイクルシステムの取組が試みられている寝具などを想定して本項目を適用することとした。

## 4-2 品質に関する基準について

自主規格は日本工業規格 JIS L 4107 などと同等、またはそれ以上の品質を保証する規格とする。併せて、ここでいう自主規格とは、申込製品の製造事業者と製品の発注者との間に取り決められた納入規格が、申込製品の製造事業者のみが策定する規格より優先するものとする。

## 5 その他について

商品区分については、エコマーク商品類型 No.103「再生 PET 樹脂を使用した衣服」において緩和してほしいという要望や詳細内容に関する問い合わせが多く、今回の見直しでわかりやすくあらためた。これまではブランド名毎、素材の違い（綿混／ウール混は別申込）、日本標準商品分類による6桁分類毎、再生 PET 樹脂使用率の違いで別申込としていたが、ブランド名毎、4-1.(1)に規定する基準の内容毎（未利用繊維配合率およびリサイクル繊維配合率によって別申込とする）とした。これまでセット販売品については上記商品区分によって別申込となるケースが多かったが、セット販売される製品に限って、同一申込

として扱える範囲を大幅に広げた。また、カーテンについては受注時期が異なった場合などに生産時の材料調達などの都合上、ロットによっては使用生地などが変わってしまうこともある。さらに、出荷先による商品名変更せざるを得ないなどのカーテン特有の商慣習もある。商品としての仕様は変わらないことから、これを同一申込として扱うことができるよう改定した。